

がん対策の推進に関する連携協定書

広島県（以下「甲」という。）、マイライフ株式会社（以下「乙」という。）及びノバルティスファーマ株式会社（以下「丙」という。）は、広島県民（以下「県民」という。）の健康づくり分野におけるがん対策に関する取組を相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、健康寿命の延伸を目指した取組を連携して進めることにより、県民のより一層の健康な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力をする。

- (1) がんの啓発に関すること。
- (2) がん検診等の受診率向上に関すること。
- (3) その他、がん対策の推進等に関すること。

2 前項各号に定める事項に関する連携を効果的に推進するため、実施時期、実施方法その他の具体的な事項については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

3 甲、乙及び丙は、本協定に基づく事業が、乙及び丙のプロモーション、その他甲、乙及び丙の取引関係を獲得し、維持し、又それらの見返りとする目的で実施されるものではなく、また、関係法令を遵守の上実施されることを確認する。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく取組の実施に当たり、知り得た相手方の機密情報（以下「秘密情報」という。）を相手方の書面による承認を得ないで第三者に開示、漏洩又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、丙は丙の関係会社に本協定の目的達成及び内部監査のために、秘密情報を開示することができる。丙は、関連会社に対して、本協定において定める秘密保持義務と同等の義務を負わせるものとし、関連会社並びに関連会社の役員及び従業員による情報漏洩について一切の責任を負うものとする。

3 本条に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（個人情報の保護）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令及び広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から翌年の3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了日の1か月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも本協定を終了する旨の書面による申出がない場合は、本協定の期間は、更に有効期間を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（変更又は解除）

第6条 甲、乙及び丙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出た場合は、その都度協議の上、本協定を変更又は解除できるものとする。

（疑義等の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年3月29日

甲 広島県広島市中区基町10番52号
広島県
広島県知事

湯崎英三

乙 広島県呉市中通1丁目3番12号
マイライフ株式会社
代表取締役

木賀誠

丙 東京都港区虎ノ門1丁目23番1号
ノバルティス ファーマ株式会社
常務取締役

BMC